

茨木市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例の概要

1. 条例制定の背景

平成25年7月11日に公布された「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年法律第36号）により水防法（昭和24年法律第193号）が一部改正され、第15条第1項第4号ハの規定に基づき、洪水による浸水想定区域内にあり、避難確保や浸水防止措置を努力義務として行うべき対象として、国土交通省令の基準を参酌し、市町村条例で、大規模工場等の用途及び規模について定めることとされたことから、令和2年3月3日に、「茨木市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例」を公布し、同日施行したものです。

2. 大規模工場等の用途及び規模

「茨木市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例」では、茨木市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模について、水害による雇用やサプライチェーンに著しい影響を及ぼすことを防ぐため、地域の産業構造等を考慮し、水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第10条に定める用途及び規模としています。

水防法施行規則に定める大規模工場等の用途及び規模は次のとおりです。

【用途】 工場、作業場及び倉庫
【規模】 延べ面積が10,000平方メートル以上のもの

3. 茨木市地域防災計画に定められた大規模工場等がなすべき事項（努力義務）

茨木市防災会議は、前項の基準に該当し、洪水浸水想定区域内の大規模工場等であって、その所有者又は管理者からの申出があった場合に、茨木市地域防災計画にその名称及び所在地を定めます。

茨木市地域防災計画に定められた大規模工場等がなすべき事項は、次のとおりです。

- ① 浸水の防止のための措置に関する防止計画の作成
- ② 浸水防止のための活動及び施設の整備
- ③ 防災教育及び訓練の実施
- ④ 自衛水防組織の設置

4. 申出方法等

「茨木市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例」に定める用途及び規模に該当し、茨木市地域防災計画への定めを希望する大規模工場等の所有者又は管理者の方は、茨木市のホームページ等に掲載する様式に沿って、茨木市に申出いただき、国土交通省が作成した、浸水防止計画作成の手引き等に沿って、計画作成や防災教育・訓練等を実施していただきますようお願いいたします。

5. 関係法令（抜粋）

(1) 水防法 第15条及び第15条の4

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第三号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

（略）

四 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

（略）

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(2) 水防法施行規則第3条（参酌基準）及び第18条

（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準）

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項

二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項